

表1 免除・納付猶予を受けたい期間と

| 年度 | 免除・納付猶予を受けたい期間 | 審査対象となる所得 |
|-------|----------------|-----------|
| 元年度分 | 令和元年7月～2年6月 | 30年中所得 |
| 30年度分 | 平成30年7月～令和元年6月 | 29年中所得 |
| 29年度分 | 平成29年10月～30年6月 | 28年中所得 |

※申請時点から2年1か月前までの期間(保険料が納付済みの月を除く)に申請可

表2 所得の目安(令和元年度)

| 免除等の種類 | 所得の目安 | | | 一部納付額(月額) |
|-----------|-------|--------|--------|-----------|
| | 単身 | 2人世帯※1 | 4人世帯※2 | |
| 全額免除/納付猶予 | 57万円 | 92万円 | 162万円 | - |
| 4分の3免除 | 93万円 | 142万円 | 230万円 | 4,100円 |
| 半額免除 | 141万円 | 195万円 | 282万円 | 8,210円 |
| 4分の1免除 | 189万円 | 247万円 | 335万円 | 12,310円 |

※1 夫婦のみで、夫婦のどちらかに所得がある場合
※2 夫婦と子2人で、夫婦のどちらかに所得があり、子は16歳未満の場合

国民年金保険料には免除・納付猶予の制度があります

納付に困ったらご相談ください

①免除制度: 本人、配偶者および世帯主それぞれの所得(免除を受けたい期間と審査対象となる所得)については表1参照が定められた基準以下(表2)であれば申請することができ、承認されると全額免除や一部免除を受けることができます。一部免除は、4分の3免除、半額免除および4分の1免除があります。

②納付猶予制度: 20歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得(納付猶予を受けたい期間と審査対象となる所得)については表1参照が定められた基準以下(表2)であれば申請することができ、承認されると納付猶予を受けることができます。

受給資格期間 承認された期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に含まれます。

年金額の計算 定められた率で減額された金額で計算されます。

◆天災を理由とする特例: 住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた方は対象。特例対象期間は、災害が発生した日の属する月の前月分から翌々年の6月分までです。

◆申請手続きに必要なもの
①②共通: マイナンバーまたは基礎年金番号

厚生労働省では、国民一人ひとりが「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日として11月30日を「年金の日」としています。「ねんきんネット」を利用すると、いつでも自身

国民健康保険・後期高齢者医療保険と交通事故

交通事故など第三者から受けた病気やけがも、保険証を使って医療が受けられます。

ただし、受診する際には、必ず医療機関等に第三者から受けた病気やけがであることを申し出てください。その場合、国民健康保険・後期高齢者医療保険で医療費を一時的に立て替えて、あとから加害者や加害者が加入する自動車保険会社等に請求しますので、必ず「第

11月30日は「年金の日」です

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページ <http://www.nenkin.go.jp> で確認いただくか、青梅年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ 青梅年金事務所 30・3410

普通救命講習会

救命処置と自動体外式除細動器(AED)操作法

日時 12月13日(金) 午 後1時30分～4時30分

会場 市役所2階会議室

対象 市内在住・在勤者

指導 (公財) 東京防災救急協会職員 ほか

定員 先着30人(予約制)

費用 1千400円(テキスト代) ※当日集金

服装・持ち物 動きやすい服装、筆記用具

※スカート不可

市立総合病院 おうめ健康塾 がんの病理診断はどのように行われるか

今回は皆さんが内視鏡検査などで受診し、生検(組織採取すること)を受けた際に行われる実際の業務の流れを、標準本作製に

ポットを当ててお話ししたいと思います。

日時 12月18日(水) 午後2時～3時

会場 総合病院講堂(南棟3階)

講師 病理診断科 伊藤栄作氏

費用無料 直接会場へお問い合わせ

総合病院管理課庶務係 ☎ 22・3191

固定資産税(家屋)の減額・減免

問い合わせ 資産税課家屋係

住宅の改修に対する減額

| 減額内容 | 減額要件(※1) | 必要書類 | 備考 |
|----------|--|--|--|
| 耐震改修 | <ul style="list-style-type: none"> ▷昭和57年1月1日以前に建築された住宅(併用住宅の場合は、居住部分の割合が2分の1以上)であること ▷令和2年3月31日までに工事を完了すること ▷現行の耐震基準に適合すること ▷耐震改修に要した費用が1戸当たり50万円超であること ▷原則として、工事後3か月以内に申告すること | <ul style="list-style-type: none"> ▷固定資産税(住宅耐震改修)減額申告書 ▷増改築等工事証明書(耐震改修が行われたことの証明書)(※2) ▷工事費用の内訳が確認できる見積書の写し等 ▷工事費用の支払額が確認できる領収証の写し等 ▷長期優良住宅認定通知書の写し(※3) | <ul style="list-style-type: none"> ▷減額期間 ▷一般住宅…1年間 ▷通行障害既存耐震不適格建築物に該当する住宅…2年間 |
| バリアフリー改修 | <ul style="list-style-type: none"> ▷新築された日から10年以上を経過した住宅(併用住宅の場合は、居住部分の割合が2分の1以上。賃貸住宅を除く)であること ▷次のいずれかの方が居住する住宅であること①65歳以上の方②介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方③障害者手帳等をお持ちの方 ▷令和2年3月31日までに工事を完了すること ▷次に該当する工事で、国または地方公共団体からの補助金等を除く自己負担工費が50万円超であること①廊下の拡幅②階段の勾配緩和③浴室、トイレの改良④手すりの取り付け⑤床の段差解消⑥床の滑り止め化⑦引き戸への取り替え ▷改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ▷原則として、工事後3か月以内に申告すること | <ul style="list-style-type: none"> ▷固定資産税(住宅バリアフリー改修)減額申告書 ▷居住する方の区分に応じた書類 ▷65歳以上の高齢者の場合…居住者の住民票の写し(市内在住者は不要) ▷要介護および要支援認定者の場合…介護保険の被保険者証の写し ▷障害者手帳等をお持ちの方の場合…身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳等の写し ▷工事費用の内訳が確認できる見積書の写し等 ▷工事費用の支払額が確認できる領収証の写し等 ▷工事費用の補助金等を受けている場合は、交付・給付決定書の写し等(住宅改造補助金交付および介護保険給付金の決定(確定)通知書等) | <ul style="list-style-type: none"> ▷耐震改修の減額の対象となっている年度には適用されません。 ▷減額措置は、1戸につき1回限りです。 ▷バリアフリー改修と省エネ改修は、重複可能です。 |
| 省エネ改修 | <ul style="list-style-type: none"> ▷平成20年1月1日以前に建築された住宅(併用住宅の場合は、居住部分の割合が2分の1以上。賃貸住宅を除く)であること ▷令和2年3月31日までに工事を完了すること ▷省エネ基準に適合する次の工事で、国または地方公共団体からの補助金等を除く自己負担工費が50万円超であること①窓の改修工事(必要要件…二重サッシ化、複層ガラス化など)②床の断熱改修工事③天井の断熱改修工事④壁の断熱改修工事 ▷改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ▷原則として、工事後3か月以内に申告すること | <ul style="list-style-type: none"> ▷固定資産税(住宅省エネ改修)減額申告書 ▷増改築等工事証明書(耐震改修が行われたことの証明書)(※2) ▷工事費用の内訳が確認できる見積書の写し等(熱損失防止改修工事証明書に工事費の額の記載がある場合は不要) ▷工事費用の支払額が確認できる領収証の写し等 ▷工事費用の補助金等を受けている場合は、交付・給付決定書の写し等 ▷長期優良住宅認定通知書の写し(※3) | |

※1 税制改正により、減額要件等が改正される場合があります。
 ※2 証明書の発行者は次のとおりです。①建築士事務所 ②指定確認検査機関 ③登録住宅性能評価機関 ④住宅か担保責任保険法人
 ※3 長期優良住宅の認定を受けた場合のみ必要です。

新築住宅に対する減額

住宅を新築した方には、固定資産税額を算定するための家屋調査の際、申請方法をご説明します。

減額内容 住宅部分のうち120㎡までの固定資産税額を2分の1

| 住宅の種類 | 減額期間 |
|----------|--------------------------------|
| 一般の住宅 | 3階建て以上の中高層耐火住宅 5年間 上記以外 3年間 |
| 認定長期優良住宅 | 3階建て以上の中高層耐火住宅 7年間 上記以外 5年間 |

災害で被害を受けた家屋に対する減免

土砂災害、水害、雪害、火災などの災害により、固定資産税が課税されている家屋に重大な被害があった場合は、その程度に応じて固定資産税・都市計画税が減免される制度があります。ただし、雨どいやガラスなどの軽微な破損は対象となりません。減免を受けるには、現地調査が必要となりますので、資産税課へご連絡ください。